

日本パドルテニス協会規約

【名 称】

第 1 条 本協会は、日本パドルテニス協会（NPTA）と称する。

【事務局】

第 2 条 本協会は事務局を神奈川県相模原市南区鶴野森 1 丁目 3 8 番地 1 号に置く。

【目 的】

第 3 条 本協会は、国内におけるパドルテニスの速やかな普及と発展に併せて、国民の健康と体力の向上に寄与することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本協会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) パドルテニスの各種大会の開催
- (2) パドルテニスの普及ならびに技術向上強化に関する事項
- (3) パドルテニス愛好者の技術等級の認定
- (4) パドルテニスの指導者の養成ならびに資格の認定
- (5) パドルテニスに関する刊行物の発刊
- (6) パドルテニスの用具およびコートの開発、検定ならびにその公認
- (7) パドルテニスの用品、用具の販売
- (8) パドルテニスに関する全般的な調査研究

【組 織】

第 5 条 本協会は、都道府県を単位とするパドルテニス協会およびそれに準ずる団体と、本協会の趣旨に賛同しパドルテニスの普及に協力する賛助会員をもって組織する。

【加入および脱退】

第 6 条 本協会に加入しようとするものは、加入申請書に代表者その他必要事項を記入した書式をもって本協会に提出する。

- (1) 会員の加入は理事会の承認によるものとする
- (2) 更新は、毎年 4 月 1 日とし、脱退については拘束しないものとする

第 7 条 本協会に加入の団体は、次の事項に該当した場合は脱退したものとみなす。

- (1) 団体の解散
- (2) 会費の未納入

第 8 条 本協会に加入の団体で登録事項に異動を生じた場合は、直ちに事務局に文書をもって提出する。

【役員】

第 9 条 本協会は、次の役員を置く。

会 長	1	名
副 会 長	若 干	名
理 事 長	1	名
副 理 事 長	若 干	名
常 任 理 事	若 干	名
理 事	若 干	名
会 計 監 事	2	名

2 本協会には、次の名誉役員を置くことができる

名 誉 会 長	1	名
顧 問	若 干	名
相 談 役	若 干	名

【役員および名誉役員の選出】

第 10 条 会長および副会長は理事会において推挙し、総会において承認を受ける。

第 11 条 理事および会計監事は、総会において選出する。

第 12 条 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の互選により選出する。

第 13 条 名誉役員は、理事会を経て会長がこれを委嘱することができる。

【役員の任務】

第 14 条 本協会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長がその職を代行する
- (3) 理事長は理事会を招集し、会務を執行する
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは代理する
- (5) 常任理事は常任理事会を組織し、緊急業務を処理する
- (6) 理事は理事会を組織し、本協会の業務を執行する
- (7) 会計監事は会計事務を監査する
- (8) 顧問は本協会の重要事項について諮問に応じる
- (9) 相談役は理事会に出席して意見を述べる事ができる

【役員の任期】

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う

【会 議】

第 1 6 条 本協会の会議は、次の通り定める。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 常任理事会

第 1 7 条 総会は、本協会の役員および都道府県協会の代表者をもって組織する。

- 2 総会は会長が招集し、議長となる
- 3 総会は次の事項を承認ならびに議決する
 - (1) 収支決算および事業報告
 - (2) 収支予算および事業計画
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他必要とする事項

第 1 8 条 理事会は、理事をもって組織し、理事長が招集する。

- 2 理事会は次の事項を執行する
 - (1) 総会の議決に基づく会務
 - (2) 総会に対する提案と報告
 - (3) その他必要とする事項

第 1 9 条 常任理事会は、常任理事をもって組織し、理事長が招集する。

- 2 常任理事会は、次の事項を執行する。ただし、緊急事項の専決については事後速やかに理事会の承認を求めなければならない
 - (1) 理事会より委任された事項
 - (2) 緊急事項の専決

第 2 0 条 常任理事会、理事会、総会は現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。

第 2 1 条 会議の議事は、出席者の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

【会 計】

第 2 2 条 本協会の会計は、第 4 条に定める事業による事業収入、ならびに第 5 条に定める会員による会費収入、寄付金、その他をもってこれを充てる。

第 2 3 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

【付 則】

第 2 4 条 本規約の施行に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

- 2 本会の会員で、会員として不適当な行為があったときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる
- 3 本会則は、平成 2 9 年 5 月 2 7 日付で改正実施する